

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	被災者台帳作成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北秋田市は、被災者台帳作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北秋田市長

## 公表日

令和5年5月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳の作成に関する事務
②事務の概要	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務。 市が管理する住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況(世帯ごとの犠牲者の有無、家屋の状況、避難先等)を入力することで「罹災証明書」の発行から支援金の配布、災害援護資金貸付などの支援に必要なデータを管理する。
③システムの名称	被災者支援システム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者支援システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 第36の2項 ・災害対策基本法第90条の2,3,4
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部総務課
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北秋田市役所 総務部総務課 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号 電話 0186-62-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北秋田市役所 総務部総務課(危機管理係) 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号 電話 0186-62-6602

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月4日	I 関連情報 5. ②所属長の役職名	総務課長 小松 正彦	総務課長	事後	
平成30年9月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止 請求	北秋田市総務部総務課 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号 0186-62-1111	北秋田市役所 総務部総務課 危機管理係 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番地1 電話 0186-62-1111	事後	
平成30年9月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 問合せ	北秋田市総務部総務課危機管理係 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号 0186-62-1111	北秋田市役所 総務部総務課 危機管理係 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番地1 電話 0186-62-1111	事後	
平成30年9月4日	II しきい値判断項目 1. 対象 人数	平成27年7月6日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成30年9月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成27年7月6日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止 請求	北秋田市役所 総務部総務課 危機管理係 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番地1 電話 0186-62-1111	北秋田市役所 総務部総務課 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号 電話 0186-62-1111	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 問合せ	北秋田市役所 総務部総務課 危機管理係 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番地1 電話 0186-62-1111	北秋田市役所 総務部総務課(危機管理係) 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号 電話 0186-62-6602	事後	
令和1年6月19日	新様式への変更	IV リスク対策の記載なし	IV リスク対策の追加	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目1. 対象 人数 いくつかの時点の係数か	平成30年8月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いくつかの時点の係数か	平成30年8月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和2年10月30日	II しきい値判断項目1. 対象 人数 いくつかの時点の係数か	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和2年10月30日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いくつかの時点の係数か	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	II しきい値判断項目1. 対象 人数 いくつかの時点の係数か	令和2年8月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いくつかの時点の係数か	令和2年8月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和5年5月22日	システムの名称	介護保険システム、滞納管理システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間	介護保険システム、滞納管理システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間	事後	
令和5年5月22日	II しきい値判断項目 1. 対象 人数 いくつかの時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いくつかの時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	